

<参考> 京都市山ノ内浄水場跡地（北側用地）における施設整備に必要な法手続の例

山ノ内浄水場跡地（北側用地）において施設整備を行うに当たり、必要と想定される法手続の制度目的や主な手順、留意事項等を、下表に例示します。

例示されたものは、本市が所管する代表的な手続きであり、施設整備の計画内容に応じて、必要となる手続きの種類はもちろんのこと、その手順や留意事項も異なります。

必ず、事業者の責任において、必要な関係機関への確認や協議等を行い、その指導に従って円滑に進めていただきますようお願い致します。

手続名	制度概要	根拠法	担当部署名
地区計画の策定	<p>【制度目的】 地域の計画を定めることにより、地域の特性をいかしたまちづくりを推進することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地区計画の素案を作成し、提出 ②地区計画の原案の作成 ③地区計画の原案の縦覧（2週間）と意見書の提出（縦覧開始日から3週間）（京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条、第3条） ④地区計画の原案の縦覧中に、周辺区域の住民や利害関係者等を対象に説明会を実施（法第16条第1項） ⑤美観風致審議会への諮問（地区整備計画に「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」を定める場合に限り必要、市街地景観整備条例第51条第6号） ⑥地区計画の案の作成（法第16条第2項） ⑦地区計画の案の縦覧（2週間）と意見書の提出（縦覧開始日から2週間）（法第17条第1項、第2項） ⑧都市計画審議会への付議（法第19条第1項） ⑨都市計画決定の告示（法第20条） ⑩京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の改正案を市会へ提出（建築基準法第68条の2） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続開始から完了までの期間は、決定する都市計画の内容によって異なりますが、これまでの事例では、原案の縦覧から決定の告示までに概ね6箇月を要しています。 	<p>都市計画法 京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例 京都市市街地景観整備条例</p> <p>建築基準法</p>	<p>都市計画局都市企画部 都市計画課 電話番号 075-222-3505</p> <p>※美観風致審議会に関する事項： 都市計画局 都市景観部景観政策課 電話番号 075-222-3397</p> <p>※地区計画条例に関する事項： 都市計画局 建築指導部建築指導課 電話番号 075-222-3620</p>
地区計画の区域内における行為の届出	<p>【制度目的】 建築行為等の内容が地区計画（地区整備計画）の内容に適合しているかを確認することにより、地区計画に沿ったまちづくりを推進することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築工事に着手する30日前までに届出（法第58条の2第1項） ②地区計画との適合を確認 ③届出の副本を返却 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区整備計画の全ての内容が「京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」に制限として定められている場合は手続不要です。 ・通常の管理行為、軽易な行為等、届出が不要な場合があります。 ・これまでの事例では、届出から手続完了までに概ね2週間程度必要となります。 	都市計画法（第58条の2）	<p>都市計画局都市企画部 都市計画課 電話番号 075-222-3505</p>

<p>京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例による届出</p>	<p>【制度目的】 良好なまちづくりの推進を図るために、開発事業の構想に本市及び市民の意見を反映させることにより、まちづくりの方針に適合した土地利用を促すことを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該開発事業に係る設計等に着手する前に届出（条例第6条） ②届出の内容について3週間の公告・縦覧（条例第7条） ③縦覧期間中に事業者による周辺住民に対する説明会の開催（条例第7条） ④まちづくりの方針への適合を確認（条例第3条） ⑤市民からの意見書の受付（意見書の提出があれば、事業者からの見解書の提出）（条例第8条、第9条） ⑥手続の終了 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画において地区整備計画が定められた地区内の開発事業については、適用除外となります。 ・開発構想段階での届出であることから、他の手続に先立ち、届出手續が必要となります。 ・これまでの事例では、届出から手続完了まで概ね2箇月程度必要となります。 ・現在、条例改正に向けた検討を行っており、条例改正の内容によっては、手続内容や手続期間に変更が生じる可能性があります。 	<p>京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例</p>	<p>都市計画局都市企画部 都市計画課 電話番号 075-222-3505</p>
<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出</p>	<p>【制度目的】 特定の建設資材について、再資源化等を促進することにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <p>工事に着手する7日前までに届出（法第10条第1項）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書記載方法等の不明点は、都市計画局建築指導部建築審査課へお問い合わせください。 ・届出にあたっては、事前に環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課（電話番号 075-366-1394）にご相談ください。 	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p>	<p>都市計画局建築指導部 建築審査課 電話番号 075-222-3616</p>
<p>都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可（申請）</p>	<p>【制度目的】 道路等の公共施設を整備することにより、良好な宅地水準を確保することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業者から計画概要の申出 ②計画概要を事前に審査 ③公共施設管理者の同意・協議（法第32条） ④開発許可申請（法第29条） ⑤申請内容に不備がなければ許可（法第29条） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可の要否については、土地の区画形質の変更の有無により判断します。 ・開発許可不要や非該当の場合においても、手続きが必要です。 ・計画によっては公共施設の整備（公園等）が必要な場合もあります。 ・これまでの事例では、事前審査申出から許可までに通常3箇月以上を要するため、施設の整備計画が決定した時点での相談が必要です。 	<p>都市計画法</p>	<p>都市計画局都市景観部 開発指導課 電話番号 075-222-3558</p>

京都市駐車場条例による届出	<p>【制度目的】 路上駐車等を防止するため、一定規模以上の建築物に駐車場の設置を義務付けることにより、駐車場を確保することを目的としています。</p> <p>【主な手順】 建築確認申請前に届出（条例第28条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>公共交通機関の利用促進に資する取組を行い、駐車場の台数を減らす場合（条例第26条の2）</u>や<u>建築敷地の外に駐車場を設ける場合（条例第26条）</u>は、届出前に承認を得る必要があります。 なお、その場合は、適用条件がありますので、事前に相談が必要です。 ・これまでの事例では、届出については、必要に応じて（承認を得る必要がある場合は2箇月前）事前協議を行い、手続開始から完了までに概ね2週間（承認を含む場合は、概ね1箇月半）必要になります。 	京都市駐車場条例	都市計画局都市企画部 都市計画課 電話番号 075-222-3505
景観法第16条第1項による届出	<p>【制度目的】 建築物等の位置や形態意匠等の制限を定めることにより、市街地の良好な景観の形成及び向上を図ることを目的としています。</p> <p>【主な手順】 建築確認申請の前かつ行為の30日前に届出（法第16条第1項）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>町並み型建造物修景地区に該当するため、高さが10mを超える建築物又は延べ面積が200m²を超える建築物の建築等を行う場合に届出が必要となります。</u> ・これまでの事例では、届出の1箇月前頃から事前協議を開始し、手続開始から完了までに概ね15日程度必要になっております。 	景観法、 京都市市街地景観整備条例	都市計画局都市景観部 景観政策課都市デザイン担当 電話番号 075-222-3474
京都市眺望景観創生条例第11条第1項による届出	<p>【制度目的】 特定の眺望空間における建築物等の高さや形態意匠の制限を定めることにより、眺望景観の創生及びこれらを将来の世代に継承することを目的としています。</p> <p>【主な手順】 着工前に市長に届出（条例第11条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>景観法第16条1項の規定に基づく届出を行う場合、手続は不要です。（条例第11条第3項）</u> ・<u>遠景デザイン保全区域に該当するため、高さが10mを超える建築物の建築等を行う場合、届出が必要です。</u> ・これまでの事例では、届出の1箇月前頃から事前協議を開始し、手続開始から完了までに概ね15日程度必要となっております。 	京都市眺望景観創生条例	都市計画局都市景観部 景観政策課都市デザイン担当 電話番号 075-222-3474

京都市屋外広告物等に関する条例による許可（申請）・届出	<p>【制度目的】 屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠について必要な制限を行うことにより、都市の景観の維持及び向上を図るとともに、屋外広告物及び掲出物件の破損、落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①屋外広告物の表示・設置に当たって、あらかじめ許可の申請（条例第9条） ②特定屋内広告物の表示に当たって、あらかじめ届出（条例第18条） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画内に表示する屋外広告物の面積の合計が2m²を超える場合に許可申請が必要となります。 ・1立面に表示される特定屋内広告物の面積の合計が5m²を超える場合に届出が必要となります。 ・許可申請手続開始前にご相談ください。手続開始から完了までに概ね14日程度必要となっております。 	京都市屋外広告物等に関する条例	都市計画局屋外広告物適正化推進室 電話番号 075・708-7690
緑化計画書の提出	<p>【制度目的】 地球温暖化対策を計画的に推進することにより、低炭素社会を実現し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。</p> <p>【主な手順】 建築確認申請を行う30日前までに提出（条例第52条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が1,000m²以上である建築物の新築又は改築が対象となります。 ・これまでの事例では、手続開始から完了までに概ね1箇月程度必要となっております。 	京都市地球温暖化対策条例	都市計画局建築指導部建築審査課 電話番号 075・222-3616
京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例による協議	<p>【制度目的】 多くの人が利用する建築物について、誰もが利用しやすいものとするため、建築物等のバリアフリーの促進に関して必要な事項を定めることにより、高齢者や障害者等の社会参加の促進に寄与する良好な都市環境の形成を図ることを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①基本計画の策定及び事前相談（任意） ②建築確認申請を行う30日前までに、協議の申請（条例第5条） ③協議・適合審査を経て、協議済証の交付（条例第5条） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地単位（確認申請単位）で手続が必要となっております。 ・これまでの事例では、申請の1箇月前頃から事前協議を開始し、手続開始から完了までに概ね2箇月程度必要となります。 ・みやこUD（ユニバーサルデザイン）プレート交付基準に適合した施設整備に努めてください。 	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク等交付要綱</p>	都市計画局建築指導部建築審査課 電話番号 075・222-3616

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例による届出	<p>【制度目的】 中高層建築物や不特定多数人が利用する建築物を建築する場合、建築紛争に発展するおそれがあるため、その予防と解決に努めることを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①建築確認申請の27日前までに、建築物の概要を記載した標識を設置し、近隣住民へ周知（中高層条例第11条） ②標識を設置後、速やかに標識設置等届を提出（中高層条例第11条） ③建築計画の概要等について近隣住民へ説明（中高層条例第12条） ④近隣住民に行った説明の状況を記載した説明状況報告書を提出（中高層条例第13条） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例による手続の終了後に手続を開始ください（まちづくり条例第2条及び6条） ・中高層建築物、特定特殊建築物、大規模建築物、特定共同住宅が対象となります。 ・敷地単位（確認申請単位）で手続が必要です。 ・これまでの事例では、手続開始から完了までに概ね1～1.5箇月程度必要となっております。 	京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例	都市計画局建築指導部 建築指導課 電話番号 075・222・3620
エネルギーの使用の合理化等に関する法律による届出	<p>【制度目的】 建築物に対し、エネルギーの使用の合理化に必要な措置を講じることにより、燃料資源の有効な利用を確保し、健全な経済発展に寄与することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <p>工事着工予定日の21日前までに届出（法第75条、法75条の2）</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築であれば延べ床面積300m²以上の建築物が届出の対象です。 	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	都市計画局建築指導部 建築審査課 電話番号 075・222・3616
建築物排出量削減計画書の提出 (C A S B E E)	<p>【制度目的】 地球温暖化対策を計画的に推進することにより、低炭素社会を実現し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <p>新築工事に着手する21日前までに提出（条例第36条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積が2,000m²以上の建築物が対象です。 ・これまでの事例では、手続開始から完了までに概ね1箇月程度必要となっております。 	京都市地球温暖化対策条例	都市計画局建築指導部 建築審査課 電話番号 075・222・3616
地域産木材利用及び再生可能エネルギー設備設置の届出	<p>【制度目的】 地球温暖化対策を計画的に推進することにより、低炭素社会を実現し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <p>新築工事に着手する21日前までに届出（条例第42条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積が2,000m²以上の建築物が対象です。 ・これまでの事例では、手続開始から完了までに概ね1箇月程度必要となっております。 	京都市地球温暖化対策条例	都市計画局建築指導部 建築審査課 電話番号 075・222・3616

防災計画書の提出	<p>【制度目的】 建築物の防災計画を定めることにより、高層建築物等の利用者の人命を守ること、またその他安全性の向上を図ることを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築確認申請に先立ち、防災計画について市と事前協議（要綱第2条） ②必要に応じて関係課との協議会を開催（要綱第3条） ③協議成立後、防災計画書を作成して市に提出（要綱第4条） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>病院、児童福祉施設、ホテル、物販店舗、集会場などの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の面積の合計が1万m²を超える場合のほか、要綱で定められた設置階にその用途に供する部分が一定規模以上有する場合は、協議対象になります。（要綱第1条）</u> ・これまでの事例では、建築計画の確定前に事前協議を開始し、手続開始から完了までに概ね2～3箇月程度必要となっております。 	京都市高層建築物等に係る防災計画書の作成に関する指導要綱	都市計画局建築指導部 建築審査課 電話番号 075-222-3616
建築基準法第6条に基づく確認申請又は同法第18条に基づく計画通知	<p>【制度目的】 建築物の建築基準法への適合性を確認することにより、建築物の安全性の確保を目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築確認の申請（法第6条） ②建築主事への計画通知（法第18条） ③確認済証の交付 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事例では、申請又は通知から確認済証の交付までに概ね1～2箇月程度必要となっております。（確認申請に要する法定期間として最大70日が規定されています。） ・建築基準法第6条の基づく確認申請は指定確認検査機関でも可能です。 	建築基準法	都市計画局建築指導部 建築審査課 電話番号 075-222-3616
文化財保護法に基づく届出	<p>【制度目的】 文化財を保存、活用することにより、国民の文化的向上を目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①掘削工事の60日前までに届出（法93条第1項） ②立会、試掘、発掘調査等の指導 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試掘、発掘調査になった場合は、事業者側で調査費用を負担していただきます。 ・これまでの事例では、届出の半年前頃に事前協議を開始し、届出から試掘調査実施まで3～4箇月必要となっております。試掘調査の結果判定まで約10日間必要となっております。発掘調査になった場合の進捗速度は、1カ月に約200～300m²です。 	文化財保護法	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 電話 075-366-1498
土壤汚染対策法第4条第1項に基づく一定規模以上の土地の形質の変更届出	<p>【制度目的】 土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、国民の健康を保護することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①3,000m²以上の土地の形質の変更（いわゆる掘削及び盛土）を行う30日前までに届出（法第4条第1項） 	土壤汚染対策法	環境政策局環境企画部 環境指導課 電話番号 075-222-3955

	<p>②汚染のおそれがある場合には、調査命令を受け、土壤汚染状況調査の実施・報告（法第4条）</p> <p>③実際に汚染があった場合は、汚染区域の指定を受ける（法第6条又は第11条）</p> <p>④土壤汚染の状況等により、汚染の除去（法第7条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染のおそれがない場合は、届出に対する審査完了後、土地の形質の変更の着手が可能です。 ・届出者（開発事業者など土地の形質変更を行う者）が土地所有者と異なる場合は、届出に際して所有者の同意書が必要です。 ・これまでの事例では、土壤汚染のおそれがない場合、届出から審査完了までに1箇月が必要となっております。また、土壤汚染のおそれがある場合には、調査命令の発出に係る手続きに概ね1～2箇月、調査に概ね3～4箇月、汚染がある場合の区域の指定の手続きに概ね1～3箇月、措置については数箇月以上が必要となっております。 		
公害防止事前相談	<p>【制度目的】</p> <p>建築等予定の工場・事業場に対して、事前に公害防止に関する指導及び公害関係法令に係る届出の指導を行うことにより、公害を未然に防ぐことを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <p>建築確認申請前に、「建築確認申請に伴う公害防止事前相談カード」の届出</p> <p>【留意事項】</p> <p>これまでの事例では、建築確認申請の1箇月前頃から事前協議を開始しています。</p>	なし	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211
京都市環境影響評価等に関する条例による計画段階環境配慮手続	<p>【制度目的】</p> <p>環境への影響が少ない事業となるよう、手続の結果を事業計画に反映することにより環境保全のための適切な環境配慮を検討いただくことを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 環境への影響が少ない事業となるよう環境保全のための適切な環境配慮を検討した結果を「配慮書案」として作成し市長へ提出（第8条） ② 配慮書案を事業者ウェブサイトにて1箇月間公開（第9条第2項） ③ 市長が募った市民等の意見に対する事業者の見解を書面で市長へ提出（第12条） ④ 配慮書案に対する市長意見を踏まえ「配慮書」を作成し市長へ提出（第14条） ⑤ 配慮書を事業者ウェブサイトにて1箇月間公開（第15条第2項） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本手続が必要となる事業は、事業の内容及び規模により個別に定められていますが、「建築基準法第2条第1号に規定する建築物」を予定する場合にあっては、<u>延床面積2,000m²以上であり、かつ計画地が市有地に該当するものが対象となります。</u> ・解体撤去工事は本手続の対象外ですが、新築工事と一体で行う場合は、手続きの対象に含めていたくことが望ましいと考えており、その場合は、解体撤去工事着手前に手続きを行っていただくこととなります。 ・配慮書の縦覧についての公告が行われる日まで、工事に着手できません。 ・配慮書案について、専門家で構成する京都市環境影響評価審査会で審査を行います。当該審査会には、最大で2回出席していただく必要があります。 ・これまでの事例では、事業の計画段階から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね6箇月程度が必要となっております。 	京都市環境影響評価等に関する条例	環境政策局環境企画部 環境管理課 電話番号 075-222-3951

京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の設置の届出	<p>【制度目的】 人と自然が共生できる環境を保全し、快適で住みよい環境を創造していくことにより、府民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。</p> <p>【主な手順】 特定施設の設置の工事開始日の 60 日前までに届出（但し、騒音、振動又は悪臭に係るものを除く。） (条例第 39 条第 1 項) 特定施設の設置の工事開始日の 30 日前までに届出（但し、騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。） (条例第 39 条第 2 項)</p> <p>【留意事項】 ・これまでの事例では、事業の計画段階から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね 2 箇月（条例第 39 条第 2 項の届出では 1 箇月）が必要となっております。</p>	京都府環境を守り育てる条例	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211
水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置の届出	<p>【制度目的】 工場及び事業場から公共用海域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制とともに、生活排水対策の実施を推進すること等により、公共用海域及び地下水の水質汚濁の防止を図ります。 また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。</p> <p>【主な手順】 特定施設の設置の工事開始日の 60 日前までに届出（法第 5 条）</p> <p>【留意事項】 ・これまでの事例では、事業の計画段階から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね 2 箇月が必要となっております。</p>	水質汚濁防止法	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211
大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び一般粉じん発生施設の設置の届出	<p>【制度目的】 工場及び事業場の事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙等を規制し、大気の汚染の防止を図ります。また、大気の汚染によって人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。</p> <p>【主な手順】 ばい煙発生施設の設置の工事開始日の 60 日前までに届出（法第 6 条） 揮発性有機化合物排出施設の設置の工事開始日の 60 日前までに届出（法第 17 条の 5） 一般粉じん発生施設の設置前に届出（法第 18 条）。</p> <p>【留意事項】 ・これまでの事例では、事業の計画段階から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね 2 箇月が必要となっております。</p>	大気汚染防止法	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211
京都市大気汚染対策指導要綱に基づくばい煙発生施設の設置の届出	<p>【制度目的】 工場又は事業場からの硫黄酸化物及び窒素酸化物を規制することにより、京都市環境保全基準の維持達成を図ることを目的としています。</p> <p>【主な手順】 ばい煙発生施設の設置の工事開始日の 60 日前までに届出（要綱第 5 条）</p> <p>【留意事項】 ・これまでの事例では、事業の計画段階から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね 2 ヶ月が必要となっております。</p>	京都市大気汚染対策指導要綱 京の環境共生推進計画	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211

大気汚染防止法に基づく解体等工事に係る調査及び特定粉じん排出等作業の届出	<p>【制度目的】 石綿（アスベスト）が使用されている建築物等の解体工事等に伴って発生する石綿の飛散を防止することにより、人の健康に係る被害を防止することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物等の解体等を伴う建設工事について、受注者又は自主施工者が石綿使用の有無を事前調査（法第18条の17第1項） ②調査結果を工事発注者へ書面で説明及び工事場所へ掲示（法第18条の17第4項） ③特定粉じん排出等作業に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の14日前までに届出（法第18条の15） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事例では、手続開始から完了までに要する期間は、概ね14日が必要となっております。 	大気汚染防止法	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211
騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の設置の届出	<p>【制度目的】 工場及び事業場における事業活動等に伴って発生する騒音（振動）を規制すること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <p>特定施設の設置の工事開始日の30日前までに届出（法第6条第1項）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事例では、事業の計画段階から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね1箇月が必要となっております。 	騒音規制法及び振動規制法	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211
騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の実施の届出	<p>【制度目的】 建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音（振動）を規制すること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <p>特定建設作業の開始日の7日前までに届出（法第14条第1項）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該作業の種類ごとに届出すること。 ・これまでの事例では、手続開始から完了までに要する期間は、概ね7日が必要となっております。 	騒音規制法及び振動規制法	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請	<p>【制度目的】 瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し、必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としています。</p> <p>【主な手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定施設設置の許可申請（法第5条第2項） ②事前評価書の告示縦覧等（法第5条第4項） ③関係府県知事及び市町村長への意見照会（法第5条第5項） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事例では、事業の計画段階から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね3箇月が必要となっております。 	瀬戸内海環境保全特別措置法	環境政策局環境企画部 北部環境共生センター 電話番号 075-451-0211

京都市自転車等放置防止条例による届出	<p>【制度目的】 自転車駐車場を設置することにより、道路内における自転車等の放置を防止することを目的としています。</p> <p>【主な手順】 建築確認申請を行うまでに届出（条例第12条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの事例では、手続開始から完了までに要する期間は、概ね一週間必要となっております。 	京都市自転車等放置防止条例 第12条による届出	建設局 自転車政策推進室 基盤整備係 電話番号 075-222-3565
道路法第24条による許可申請 (現状変更申請)	<p>【制度目的】 道路に関する工事を行うにあたり、道路管理者の承認を受けることにより、工事を安全に実施することを目的としています。</p> <p>【主な手順】 道路に関する工事の許可申請（法第24条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの事例では、届出の1箇月前から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね2箇月が必要となっております。 	道路法第24条	建設局土木管理部 西部土木事務所 電話番号075-871-6721
道路法第32条による許可申請 (道路占用申請)	<p>【制度目的】 道路内に工作物や工事用足場等を設ける場合は、道路管理者の許可が必要となります。</p> <p>【制度の手順】 道路内に工作物や工事足場を設ける場合の許可申請（法第32条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの事例では、届出の1箇月前から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね2箇月が必要となっております。 	道路法第32条	建設局土木管理部 西部土木事務所 電話番号075-871-6721
道路法第44条による届け出 (沿道掘削届)	<p>【制度目的】 沿道区域で掘削工事を行う場合、道路管理者と協議を行うことにより、道路の損害または危険を防止することを目的としています。</p> <p>【主な手順】 沿道掘削届の提出（法第44条）</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの事例では、届出の1箇月前から事前協議を開始し、手続開始から完了までに要する期間は、概ね2箇月が必要となっております。 	道路法第44条	建設局土木管理部 西部土木事務所 電話番号075-871-6721